

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。

令和5年12月18日

愛知県警察学校長

記

1 業務委託内容

愛知県警察学校における給食業務委託

2 業務実施場所

住 所 愛知県春日井市廻間町703番地

名 称 愛知県警察学校

3 業務委託期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

ただし、業務委託期間満了日の6箇月前までに、甲乙のいずれからとも、相手方に対して契約を更新しない旨の書面による申し入れが行われなかった場合、その翌日において更に1年間同一の条件で契約を更新するものとし、その後、令和11年3月31日（土）までの間は毎年同様に更新できるものとする。

4 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

(2) 次のアからコまでのいずれにも該当しない者（アからキまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。）であること

ア 国又は愛知県等との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 国又は愛知県等が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が国又は愛知県等と契約を締結すること並びに国と愛知県等との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により愛知県等が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なく国又は愛知県等との契約を履行しなかった者

カ 国又は愛知県等との契約において契約期間終了日まで履行を完了しなかった者

キ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ク 国又は愛知県等から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止を公募公告の日から業務委託事業者の決定までの期間内に受けていないこと

ケ 公募公告の日から起算して過去 2 年間、愛知県内において食中毒等衛生事故による営業上の行政処分を受けていない。

コ 公募公告の日から業務委託事業者の決定までの期間内において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと

(3) 暴力団排除条例（平成 22 年愛知県条例第 34 号）第 2 条第 1 項に規定する暴力団、第 2 項に規定する暴力団員又は第 3 項に規定する暴力団等でないこと。

※ 応募者が暴力団等であるか否かについて愛知県警察本部長に意見を聴くことがあります。

(4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員でないこと

(5) 労働関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保していること

(6) 国税及び県税に未納がないこと

(7) 最近 3 年間に於いて、1 年以上継続して飲食業の営業実績があること

5 公募手続等の問い合わせ先及び申込書類等の提出期限等

(1) 問い合わせ先

〒487-0031

愛知県春日井市廻間町 703 番地

愛知県警察学校会計科 担当：可部

電話：0568-88-0290 内線 231 (Fax0568-88-7100)

E-mail gakkou@police.pref.aichi.lg.jp

(2) 申込書類等の提出期限、場所及び方法

令和 5 年 12 月 25 日(月) 17 時 00 分まで

提出場所は、上記(1)に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

6 業者の決定方法

令和 6 年 1 月中旬に愛知県警察学校給食業務委託業者選定委員会を開催し、令和 6 年 1 月下旬までに決定する予定です。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は、日本語に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記 5 (1)に同じ。

(3) 資格等に関する書類は返還しない。

(4) 詳細は、給食業務委託事業者の募集要項参照のこと。